

平成 19 年度

## 六反田遺跡の調査成果 - 古代の物流ターミナル発見 -

滋賀県教育委員会・(財)滋賀県文化財保護協会

### 1. 六反田遺跡の概要

発掘調査は、県営ほ場整備事業にともない平成 19 年度から実施しています。六反田遺跡は、『平成 13 年度滋賀県遺跡地図』で古墳時代から平安時代までの遺物の散布地として周知されていましたが、遺跡の詳細な内容については明らかになっていませんでした。そこで当事業対象地内で試掘調査を行ったところ、縄文時代の落ち込み（川跡？）や奈良時代の川跡、柱穴等が確認されました。そのことから、対象地域内に縄文時代と奈良時代を中心とした時期の集落が存在していたことが明らかになりました。

調査地は、入江内湖に流入していた矢倉川が形成した扇状地の扇端部から氾濫平野にあります。現在、入江内湖はすべて干拓されていますが、地割などから JR 東海道本線より南側まで入り込んでいたことが窺われ、当遺跡は矢倉川と入江内湖を通じて琵琶湖と繋がっていたと考えられます。

調査地の 500m 東側には、江戸時代の国道・中山道（なかせんどう）鳥居本の宿場があります。この鳥居本宿を 500m ほど北上すると、平野の縁辺部を通っていた街道が東に大きく折れて摺針峠に向かいます。当遺跡の立地する扇状地は、この東国へ抜ける中山道が通過する近江国の最後の平野部になります。中山道は江戸時代になって設置されたものですが、古代の国道である東山道（とうざんどう）もこの扇状地内をとおっていたと考えられます。また、南側には石田三成が関ヶ原の合戦で東国をおさえるために居城として整備した佐和山城があります。これらのことから、当地は早くから交通の要衝であった地域でした。

平成 19 年度調査では、河川跡が 2ヶ所で検出されていますが、ともに旧矢倉川を通じて湖上交通路である琵琶湖へ繋がっている可能性が高く、「河津」と呼ぶべき施設と考えられます。陸路の東山道との結節点に設けられた、人や物流のターミナル的性格をもった遺跡の可能性がより高まりました。

### 2. 検出された遺構について

発掘調査で検出されている遺構は、大きく縄文時代後期と白鳳時代～平安時代（7世紀後半～10世紀後半）の 2 時期に分けることができますが、ここでは、後半の時期を中心に説明します。

#### 【白鳳～平安時代】

掘立柱建物 - 地面に直接柱を立てて建てた建物です。伊勢神宮本殿が掘立柱建物です。柱と柱の間を 1 間と呼びます。調査区 3・4 からは主に 6 間×3 間（建物 2）、4 間以上×2 間以上（建物 5）、5 間×2 間で 4 面廂の建物（建物 1）、2 間×2 間（建物 3）の掘立柱建物が検出されました。建物 1 の柱穴から緑釉陶器が出土しました。

調査区 5 からは、2 間以上×2 間以上（建物 1 1）、4 間×2 間以上（建物 1 2）の 2 棟が検出され、建物 1 2 では柱穴に柱材が残っていました。

調査区6からは主に4間×3間(建物8・10)、1間以上×3間(建物9)が検出されました。

柵 - 調査区4と6から柵列が検出されました。それぞれ方位を建物に合わせているようです。

河川跡 - 調査区6の2地点でみつけられました。両川跡の堆積土中から、縄文時代の土器・石器および7世紀後半～10世紀後半までの土器が出土しました。このことから、河川跡は縄文時代以降平安時代まで川として機能していたと考えられます。また、川の周辺の低地部に薄い遺物包含層が広がっていることから、たびたび氾濫していたことがわかりました。

その中で8世紀後半から9世紀代の遺物を大量に包含している川跡2は幅約8mの規模を持つことが確認できました。これは、他の層には遺物がほとんど含まれていないことから、河川を人工的に掘削等の整備を行って繰り返し水路として利用していた可能性が考えられます。そして、この層は川の西側に広がる微高地に沿って検出されていることから、出土している土器等は居住域から投棄されたものと考えられます。出土している遺物は当時の都で使用されていた土器群と様相が非常に類似していることが特色です。出土している遺物の中には、漆が付着した土器や漆器椀、椀形滓(わんがたさい)と呼ばれる鍛冶の際に出る鉄滓(てっさい)が出土していることから、漆工芸や鍛冶を行っていた作業場も同遺跡に存在していたと考えられます。また、墨書(ぼくしょ)土器や転用硯、燈明皿等も出土しており、文字を使用する施設や人々が存在したことを物語っています。

この時期の集落は、建物の主軸の方向から少なくとも3時期が想定できます。その時期幅は河川跡から出土している遺物から7世紀後半から10世紀後半です。

当該時期の周辺遺跡との関連では、「山家(やまやけ)」と書かれた墨書土器が出土している松原内湖遺跡や、製鉄遺跡であるキドラ谷遺跡をあげることができます。松原内湖遺跡で検出された遺構は、松原内湖に面した弁天山西麓の谷部にあり、主要な生業である耕作ができないことから、単独集落ではなく、地理的にも当遺跡の出先的な集落であった可能性もあります。また、製鉄遺跡であるキドラ谷遺跡では、製品を搬出し、流通させるために、矢倉川を利用して琵琶湖の水運を使用したと考えられます。

### 3. 出土した木簡について

#### 1号木簡【長(275)/幅(24)/厚3】文書木簡

川跡2の拡張部肩口から出土しました。表裏の両面に墨痕が確認でき、上部は削り、下部は切断しています。左右は割れて欠損しています。赤外線画像で、解読できた文字から文書木簡であることがわかりました。

#### 2号木簡【168/35/9】習書木簡 7世紀代?

川跡2の本流部から出土しました。表面のみに文字が確認でき、四周は削って整形をしています。同じ短文を4度書いていることがわかります。文字の練習に使っていたものと考え、解読できた文字から人名を書いていたと思われる。

#### 3号木簡【175/15/5】荷札木簡

川跡2の拡張部肩口から出土しました。表裏に文字が確認でき、上部は折られ、下部は尖らせた形状をしています。表面に「税代黒米五斗」と読み、裏面に「廿五日」と記されています。このことから、黒米(くろごめ:精白していない玄米)に付けられた付札

であることがわかりました。

#### 4号木簡【(211)/(23)/3】

川跡2の拡幅部肩口から出土しました。表面のみに墨痕が認められます。上部を切断され、下部は折れています。側面も右側は削って整形を行い、左側は割れているようです。赤外線画像で文字が書かれていることは判明しましたが、内容は解読できませんでした。

出土した木簡は、文書木簡(1号木簡)・習書木簡(2号木簡)・荷札木簡(3号木簡)に類別することができます。すべて川跡2から出土していますが、文字の形態から2号木簡は、7世紀代にさかのぼる可能性があります。これは、出土状況が他の3点の木簡とは異なり、川の本流部分から出土していることからその可能性が指摘できます。

木簡が、使用後や最終消費地で破棄されるものであるとすると、3号木簡からは、税代(ぜいしろ)の黒米(玄米)五斗を、当遺跡が目的で搬入したことがわかります。『延喜式』によれば黒米を都に輸貢していたのは、近江・美濃・越前・丹波・播磨・備前で、近江は、他国がおおむね20~50石であるのに対し、550石との記載があります。そして、これらの米は役人の食料等として支出していました。そのことから、この木簡が付けられた黒米は、当遺跡(施設)で食料として消費するためのものもしくは労働の対価としてのお米であった可能性が高いと考えられます。当然、この荷物の手配には公的な権力の関わりが想定されます。「黒米」を記載した木簡は、平城京や長岡京からも出土しています。

また、文書木簡である1号木簡は、文頭の文字が「牒」である可能性があります。もしそうであるならば、律令制における公文書の様式に則った文書といえます。県内での文書木簡の出土している遺跡は、紫香楽宮跡と考えられている宮町遺跡(みやまちいせき：甲賀市)や郡衙関連施設(郡の役所関連施設)と考えられている西河原遺跡群(にしがわらいせきぐん：野洲市)のような官衙関連遺跡と性格付けされている遺跡に限定され、一般的な集落で出土することはありません。このことからまた当遺跡が公的な施設であることを裏付ける資料といえます。

## 4. 遺跡の性格について

当遺跡の中心となる古代は、出土している遺物から3段階の時期が想定されます。最も古い段階は白鳳時代(7世紀後半代)で、川跡1が主な遺構として認識されます。次段階は、平安時代前期(8世紀末から9世紀代)で、川跡2がその時期に想定されます。最終段階は、平安時代後期(10世紀末から11世紀代)で、大型建物(建物1)を中心とした南北方向を指向する建物群がこれにあたります。

川跡1は、入り江状に湾入した川の支流と想定されます。東側の岸の湾入した部分に、木杭を打ち込み、柴を横に渡し、前面に人頭大の石材を抑えに置き、背面に粘土を充填しています。これは岸部を直線的に改良するための護岸施設と考えられます。

川跡2は、川幅が6~8m、深さが現況で1~1.4mの規模を持つことが確認できました。その中で、幅の広い部分(8m部分)の肩口(岸部)は、他の地点と比較して勾配が急(垂直に近い)であり、人工的に掘削されていることや断面観察による土の堆積状況から、本来の川を拡張していると考えられます。出土している遺物は、須恵器の坏蓋・身、土師器の坏・高坏、木製の盤の蓋身、曲げ物などがあげられます。特殊な遺物として、木沓(きぐつ)や三彩(さんさい：小型壺蓋)人形(ひとがた)土馬(どば)などが出土していま

---

『大宝律令』・『延喜式』によれば10升=1斗、5斗=1俵、10斗=1石であった。

す。これらは、北西側に広がる居住域から投棄されたものと思われます。

この2つの川跡は時期を異にしていますが、ともに人工的に河川を改変し、舟着き場として整備したものと考えられます。

検出されている建物群は、時期が明らかである正方位を向く建物を除くと、明確な時期は分かっていません。調査地、特に南東側が後世の削平が著しいことがわかっています。この地区では、建物として認識することが困難なピットやピット列が検出されていることから、本来は、それぞれの河川跡から出土した遺物量・内容に相応の建物群が想定されます。ただし、それらを含めても、官衛的な整然とした建物の配置を行っていたとは想定し難い状況が窺われます。

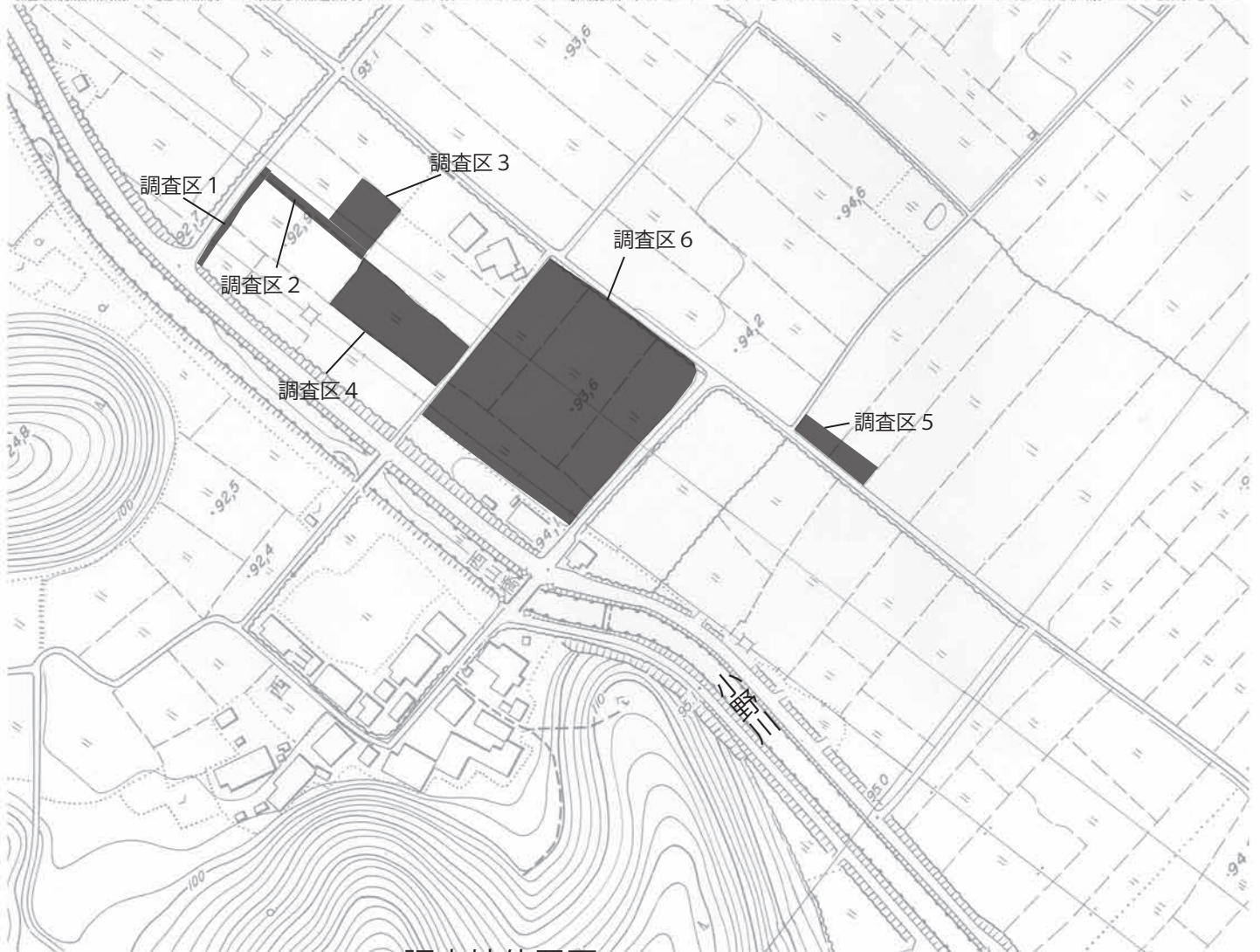
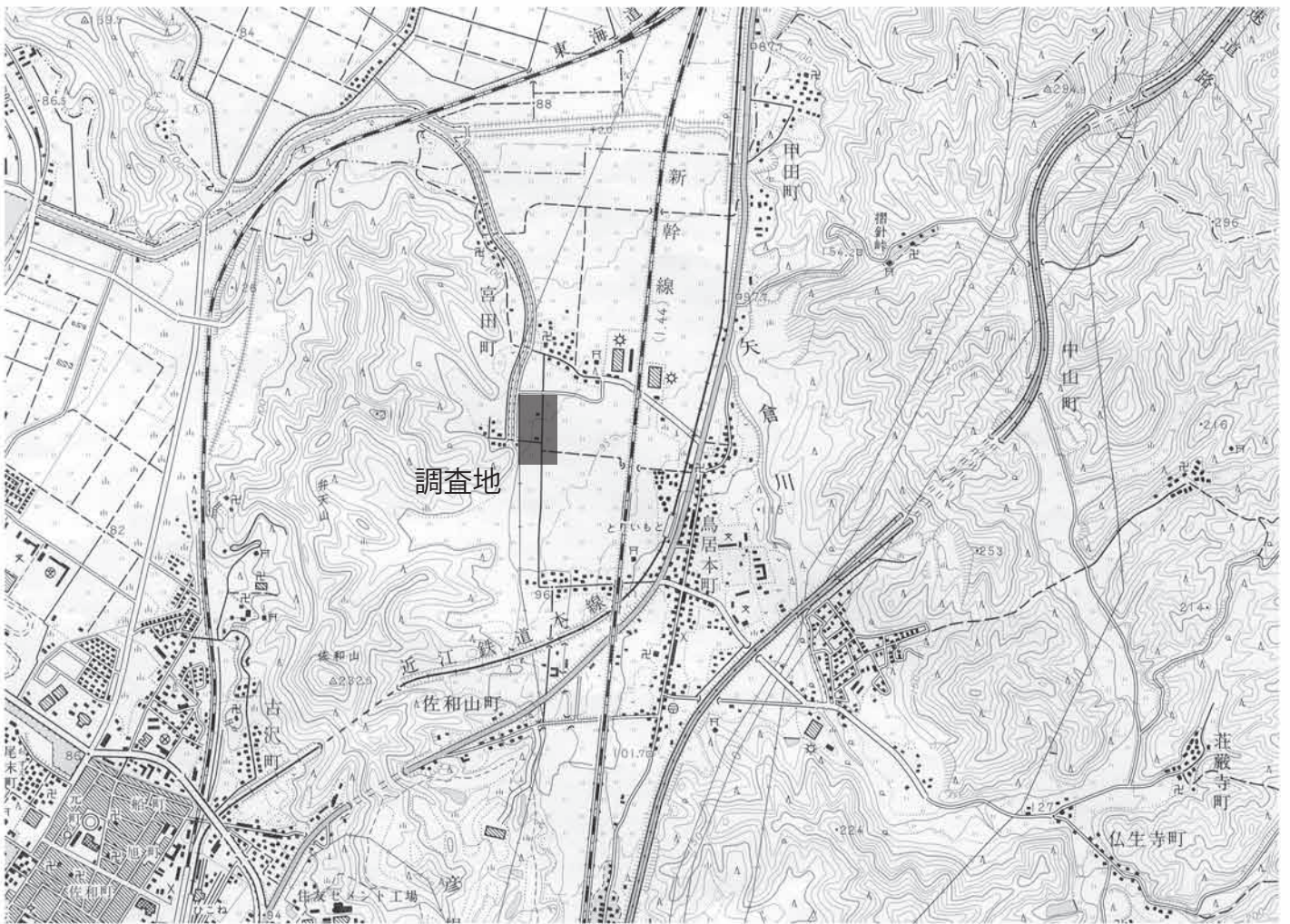
一方で、木簡に代表されるように、律令制下における公の関与を示す遺物が出土していることと考え合わせれば、役所的な性格よりもむしろ物流を管理する機能性を重視しているということがいえるかもしれません。陶硯（専用硯）が白鳳期の1点のみで、多数の転用硯が出ている状況は、実用性を重視した当遺跡のあり方を端的に示しているともいえます。

また、川跡2からは複数の墨書土器が出土しており、その内容も「郷長」「長」「奥家」「大家」「寺」「南前井」等施設の性格や施設そのものを想起させるものがみられます。これは、「山家」と書かれた墨書土器が出土している松原内湖遺跡との関係も含めて、今後検討していくべき課題といえます。

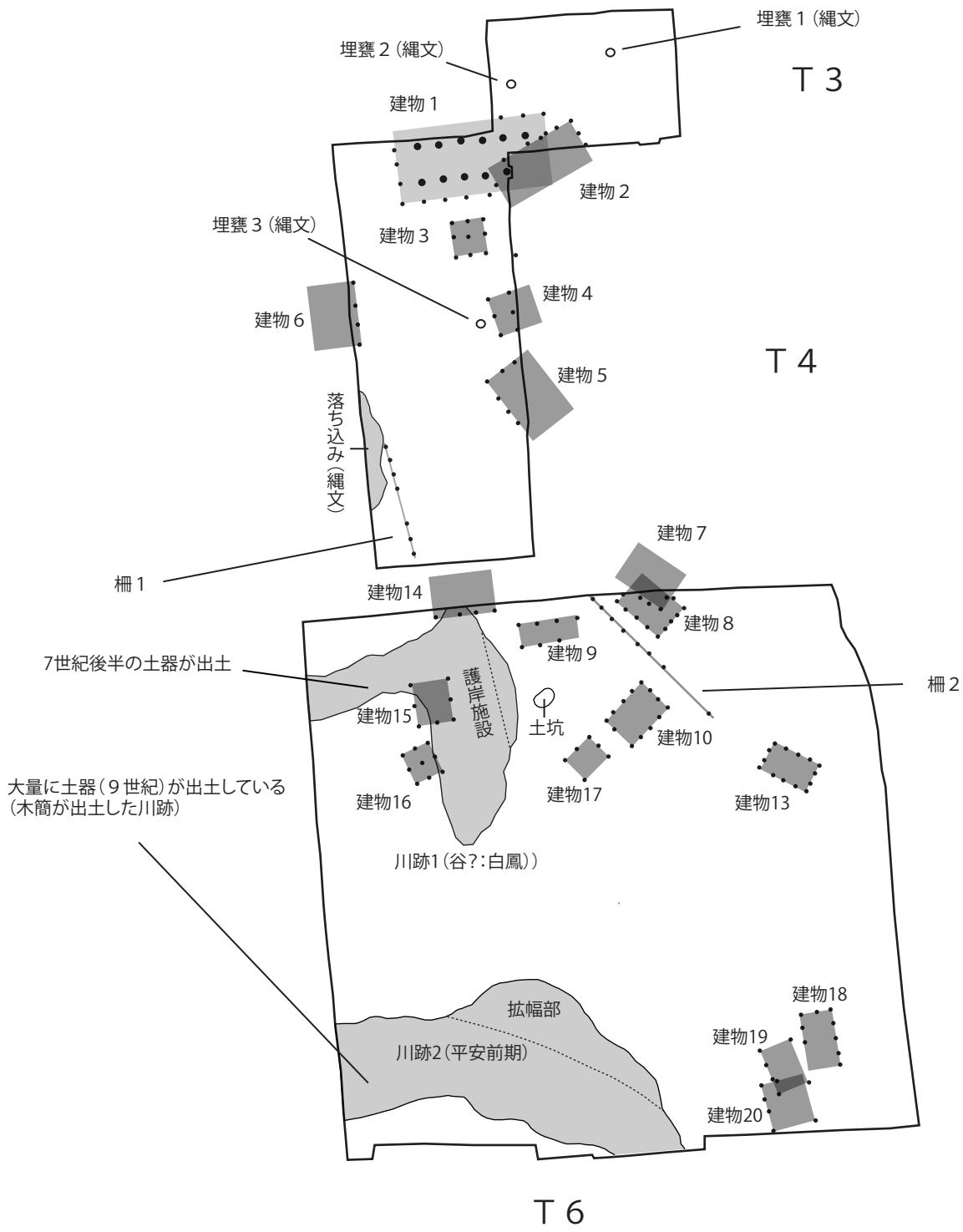
## 5．まとめにかえて - 発掘調査の成果から -

六反田遺跡が所在する彦根市の宮田町周辺は、現在も東海道新幹線を望み、山を挟んで東海道本線・名神高速道路が狭い地域を通過しています。その地域的な性格は、古代の人と物の主要な移動ルートとして存在した「陸路 - 東山道と湖上路 - 琵琶湖の結節点」の一言に尽きます。古代の官道である東山道がすぐ脇を通過し、琵琶湖とは旧矢倉川を通じて入江内湖(筑摩江)と繋がっており、アクセスができるという好条件に恵まれていました。都から東山道（一部東海道）を使って近江国を通過する場合、琵琶湖との接点は西の端にあたる大津のみですが、大津以北で琵琶湖に最も近くなるのがこの地域になります。河川を利用することによって、当時の港としての機能を担っていた内湖とアクセスすることのできる重要地点です。そのことは、逆ルートで東国から都を目指すときは、摺針峠を越えると最初に琵琶湖にアクセスできる地点となり、陸路から琵琶湖の水運に切り替える最良の地点となります。そのように考えれば、この地に何らかの中央政府の関与がみられるのも当然といえます。

今後の発掘調査、さらには整理調査を通して遺物の内容が判明し、より具体的に、詳細に遺跡・地域の具体像を描くことが可能になると考えられます。



調査地位置図(上:1/25,000 下:1/2,500)



柱材が検出されている建物

T 5

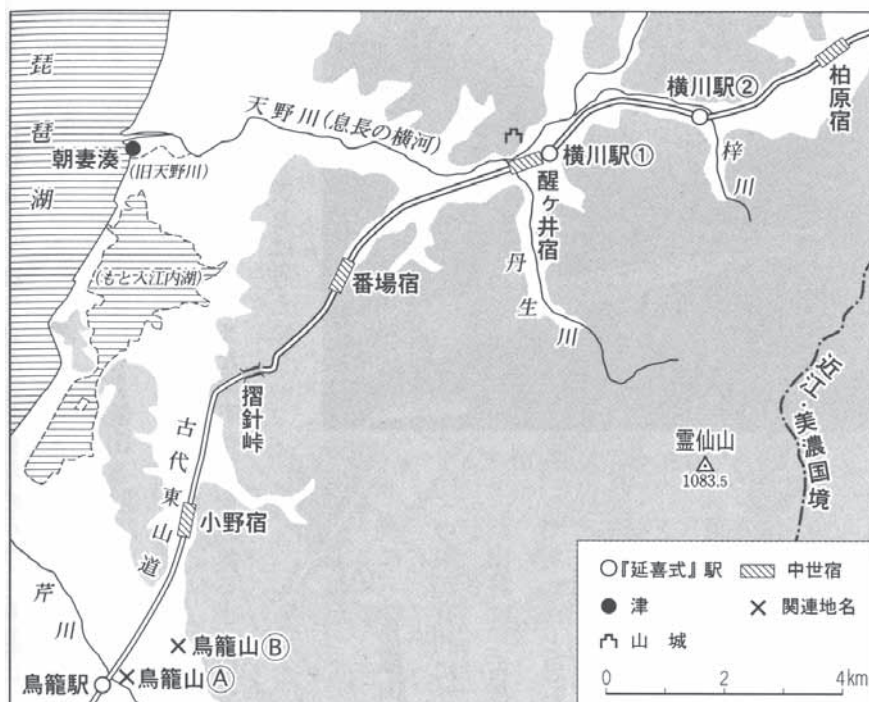
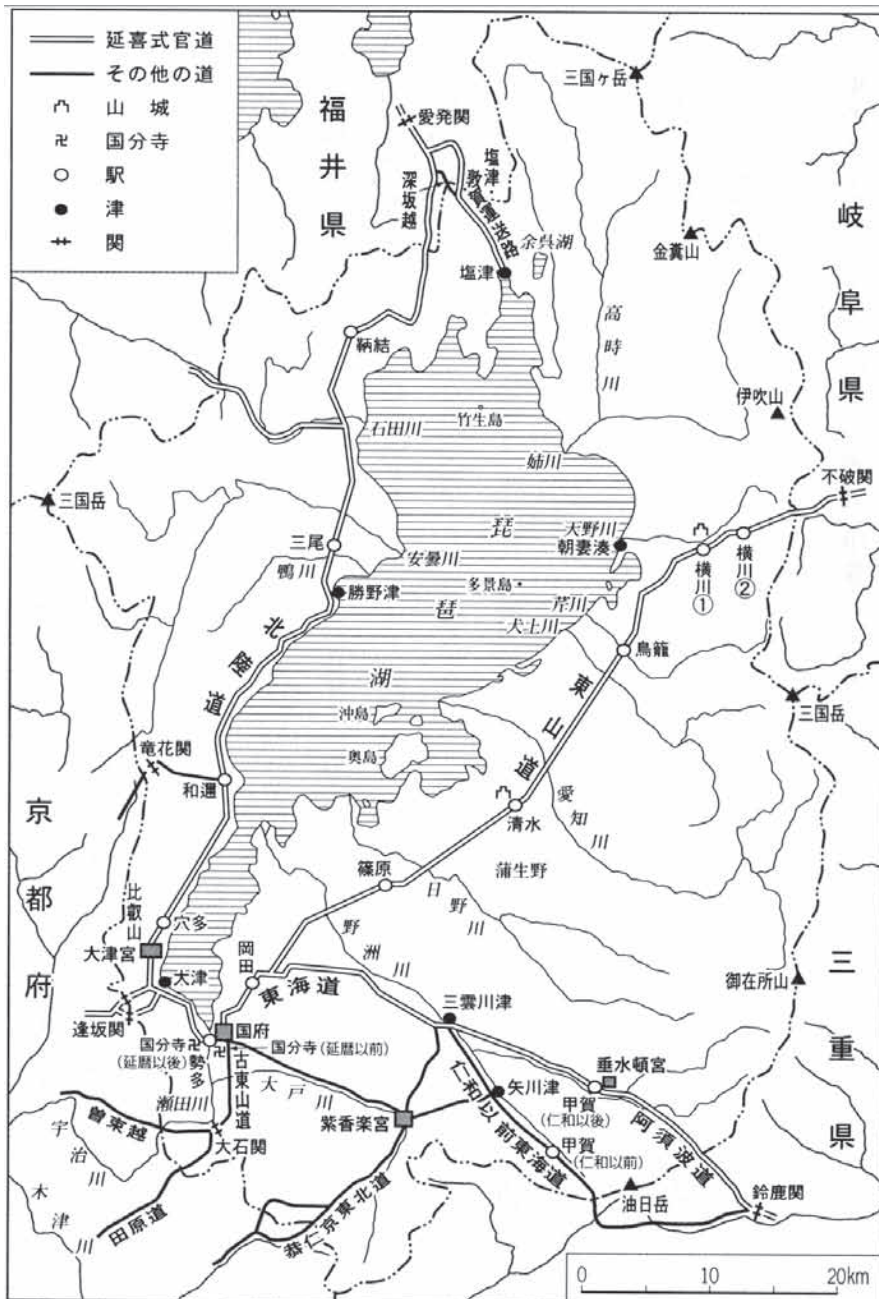
建物 1 1

建物 1 2

検出遺構概略図 (1/800:上が北)



調査地周辺復元図(明治28年・1/35,000)



古代交通路（上）と周辺の駅と宿（下）（『新修彦根市史』2007より転載）